

## 智頭町森林セラピー<sup>®</sup>イメージキャラクター「もりりん」 使用に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、智頭町森林セラピー<sup>®</sup>イメージキャラクター「もりりん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

### (使用申請)

第2条 個人及び企業・団体等が、智頭町森林セラピー推進協議会が著作権(財産権)を有する別紙のキャラクターの使用を求める場合は、営利・非営利を問わず、あらかじめ智頭町森林セラピー推進協議会会長(以下「会長」という。)の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料
- (2) キャラクターを使用した制作物が分かる完成見本等
- (3) その他会長が必要と認める書類

### (使用許諾)

第3条 会長は、前条に規定する使用申請があった場合は、その内容を精査し、当該事業内容が智頭町森林セラピー<sup>®</sup>の推進に寄与すると認められるときは、使用を許諾することができる。この場合において、会長は必要があると認める場合には、キャラクターの使用法その他について、条件を付与することができる。

2 会長は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書(別記様式第2号)を申請者へ送付する。

### (使用許諾の制限)

第4条 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) キャラクター同士を重ねたり、キャラクターの上に文字を載せる、又はキャラクターの一部が切れるなど、キャラクターのイメージを損なうおそれがあると

認められる場合

(6) 色彩及び態様がキャラクターと著しく変形するなどキャラクターの使用が適当でないとして認められる場合

(7) その他、会長が使用が適切でないとして認める場合

(キャラクターのデザイン修正)

第5条 申請されたキャラクター使用方法について、著作者人格権を有する者が制作物の構成変更又はキャラクターのデザイン変更が必要と判断し、申請者が変更を希望した場合は、キャラクターを修正して使用することができる。なお、修正に必要な監修又はデザイン料は、智頭町森林セラピー推進協議会・著作者人格権を有する者・申請者の三者で協議し決定する。

2 前項に係る経費は、申請者が直接著作者人格権を有する者に支払うものとする。

(使用料)

第6条 個人及び企業・団体等のキャラクター使用料は、営利・非営利を問わず無償とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターの使用にあたっては、使用申請した内容のみに限ること。

(許諾内容の変更等)

第8条 申請者が使用許諾内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書(別記様式第3号)を会長に提出し、会長の許諾を受けなければならない。

2 会長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を精査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書(別記様式第2号)を交付する。

(許諾内容変更に伴う取扱い)

第9条 前条に伴う取扱いは、第4条から第7条の規定に準ずる。

(許諾の取消し等)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請者に対し制作物等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 申請者がこの規程に違反した場合
- (2) 申請者が使用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 使用申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他キャラクターの利用継続が適切でないとして認められた場合

2 前項の請求に従わない場合は許諾を取消し、許諾取消通知書(別記様式5号)によ

り通知する。申請者は使用許諾が取り消された場合、取消しの日から使用することができない。

(経費等の負担)

第11条 智頭町森林セラピー推進協議会は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(実績の報告)

第12条 申請者は、キャラクターの使用実績について、制作物が完成した日から1か月以内、又は当該年度の3月20日までに実績報告書(別記様式第4号)により会長へ報告するものとする。

(損失補償等の責任)

第13条 智頭町森林セラピー推進協議会は、キャラクターの使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 申請者は、キャラクターを使用した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 申請者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(智頭町及び行政関係機関の利用)

第14条 智頭町及び行政関係機関がキャラクターを使用する場合は、第2条第2項に係る使用申請、及び第12条に係る実績報告を省略することができる。

(事務)

第15条 この規程に定めるものの他、キャラクターの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和4年6月24日から適用する。

#### キャラクター使用に係るQ&A

Q 1. キャラクターの加工及びアレンジができる具体的な範囲を知りたい。

A 1. ○ 智頭町森林セラピー推進協議会が権利を有する別紙のキャラクターのみ使用

× データに加工したり、アレンジを勝手に作るもの

例) ○ 写真や背景色に重ねる

○ キャラクターにかぶらない吹き出しやコピー

× 反転使用

× 新たなポーズを作る

× 色変更

× 1色分解、2色分解、線画などでの使用

(別記様式第1号)

智頭町森林セラピー®イメージキャラクター「もりりん」使用申請書

年 月 日

智頭町森林セラピー推進協議会 会長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

智頭町森林セラピー®イメージキャラクター「もりりん」を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用キャラクターナンバー (No.)	
営利・非営利の別	営利使用 非営利使用
概 要 (使用目的・使用場所)	■使用目的 ■使用場所 智頭町内 鳥取県内 鳥取県外 その他(ホームページ等)
使用する制作物の完成見本等	別添のとおり
連絡先	担当者名： 電話番号： FAX： E-MAIL：
備 考	■完成予定日： ■制作物提出予定日：

添付書類

- (1) 企業・団体等の概要書 (パンフなど)、個人の場合はプロフィール
- (2) 使用する制作物の完成見本 (見本が添付できない場合は、印刷原稿案など)

■許諾日： 年 月 日 ■許諾番号： 許諾第 号

≪著作権(財産権)者確認欄≫

●使用料：無償 ●監修料又はデザイン料： 円 ●納入の確認： 年 月 日

年 月 日 著作権(財産権)者氏名 印

(別記様式第2号)

智頭町森林セラピー®イメージキャラクター「もりりん」使用(変更)許諾書

許諾第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

様

智頭町森林セラピー推進協議会 会長

年 月 日付けで申請のあった智頭町森林セラピー®イメージキャラクター「もりりん」使用について許諾します。

なお、使用にあたっては下記の点に留意してください。

記

(智頭町森林セラピー®イメージキャラクター「もりりん」使用に関する規程第7条)

■使用上の遵守事項

キャラクターの使用にあたっては、次の事項を遵守してください。

- (1) 使用申請した内容のみに利用すること。
- (2) 当該使用に係る制作物の完成品若しくは写真を1部提出すること。

(智頭町森林セラピー®イメージキャラクター「もりりん」使用に関する規程第10条)

■許諾の取消し等

会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾を取り消し、申請者に対し制作物等の回収等の措置を請求することができる。申請者は、使用許諾が取り消された場合、取り消しの日から使用することはできない。

- (1) 申請者がこの規程に違反した場合
- (2) 申請者が使用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 使用申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他キャラクターの利用継続が適切でないと認められた場合会長は、前項の規定による使用許諾の取り消しにより申請者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(別記様式第3号)

智頭町森林セラピー®イメージキャラクター「もりりん」使用変更申請書

年 月 日

智頭町森林セラピー推進協議会 会長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

印

年 月 日付けで許諾のあった智頭町森林セラピー®イメージキャラクター「もりりん」の使用について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

許諾日・許諾番号	年 月 日 許諾第 号
変 更 内 容	
変 更 の 時 期	
変 更 の 理 由	

添付書類

- (1) 使用する制作物の完成見本（見本が添付できない場合は、印刷原稿案など）

(別記様式第4号)

智頭町森林セラピー®イメージキャラクター「もりりん」使用実績報告書

智頭町森林セラピー推進協議会 会長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

印

年 月 日付けで許諾のあった智頭町森林セラピー®イメージキャラクター「もりりん」の使用について、下記のとおり制作物が完成したので報告します。

記

1. 制作物名称
2. 制作数量等
3. 成果物又は完成写真
4. その他



(別記様式第5号)

智頭町森林セラピー®イメージキャラクター「もりりん」使用(変更)許諾取消通知書

年 月 日

様

智頭町森林セラピー推進協議会 会長

許諾第 号をもって許諾した智頭町森林セラピー®イメージキャラクター「もりりん」の使用について、下記により許諾の取消しをしたので通知します。

記

該当条項	理由	備考